

令和7年10月14日

事業主様
事務担当者様

関西文紙情報産業健康保険組合

被扶養者の再確認にかかる確認方法の一部変更について

平素は、健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年実施しております「被扶養者の再確認」につきまして、事業主様及び確認対象となる皆様の負担軽減のため、今年度（令和7年度）の再確認についてはマイナンバーを利用した情報連携により事前に対象者の収入や住民票情報を確認し、その結果確認が必要な方、収入等の確認ができない方及び個別に確認が必要な方に対象を絞って、「被扶養者確認調書」を事業所様に令和7年10月下旬に送付いたしますので、対象の被保険者様に配付いただき、再確認に必要な書類を添付いただいたうえ当組合へご提出をお願いいたします。

なお、再確認の対象者がいない事業所様へは「被扶養者確認調書」の送付はいたしません。